

私立幼稚園等子ども・子育て支援機能向上事業概要

1 補助対象園（※）

	幼稚園	幼稚園型認定こども園	幼保連携型認定こども園
学校法人立	○	○	○
個人立	○	○	○
宗教法人立	○	○	○
社会福祉法人立			○

※ただし、市町村より地域子育て支援拠点事業の委託又は補助を受けている園を除く。

2 補助対象事業

地域の実情に応じた子育て支援のさらなる充実のため、私立幼稚園等の設置者が実施する「子ども・子育て支援機能の向上」に資する事業のうち、項番3に掲げる補助要件を満たすもの。なお、子ども・子育て支援機能の向上に資する事業とは、次の3事業をいう。

＜「子ども・子育て支援機能向上事業」として認められる事業（※）＞

- ① 子育て・教育相談事業
- ② 園地園舎の開放事業
- ③ その他の子育て支援事業

※ 上記事業が、地域の子育てに関する課題の解決を図る以下の取組に関するものであること。

＜取組の分類＞

- 取組1 子育て世帯の孤独・孤立をふせぐ
- 取組2 こどもの遊び場・居場所をふやす
- 取組3 地域ぐるみで子育てを支援する
- 取組4 「子育て」をまなぶ機会をつくる
- 取組5 1～4以外のその他の子育て支援事業

※ 在園児のみを対象とするイベントや入園児募集を目的として行う事業は補助対象外となります。事業実施にあたっては、必ず事前に地域への周知を行ってください。（実績報告書提出時に根拠書類の提出を依頼します。）

3 補助要件

(1) 項番2に掲げる補助対象事業を、補助対象年度中に通算10回以上実施すること。

例：「①子育て相談事業」を6回、②園地・園舎の開放事業を4回実施など

(2) 補助対象年度を含め、少なくとも3年間は事業を継続すること。

例：令和6年度に補助対象となった事業は、令和8年度まで継続する必要がある。

(3) 他の補助金の補助対象となっていない事業であること。

ただし、他の補助金を活用している既存事業を拡充する場合（地域開放等ですでに

（裏面もご確認ください）

回数要件を超過して事業を実施している場合を含む）、拡充部分のみを本事業に応募することは可能とします。

4 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日（事前着手届の提出による事前着手可能）

5 補助対象経費（※）

（1）人件費（教職員の給与、時間外勤務手当）

（2）講師謝礼

（3）物品購入費

1個・一式につき10万円未満の遊具、運動用品、教具、事業用什器等

※ 補助対象外となる経費

- ・日用品や事務用品、文具等の消耗品
- ・光熱費、通信費、広報費（宣伝費）等
- ・その他、他の補助金の補助を受けている経費

6 交付基準額及び補助率

交付基準額：1施設あたり 300千円以内（補助率 10/10）

7 その他（留意事項等）

- （1）本事業は、「神奈川県子ども・子育て基金」を活用し、令和6年度から令和8年度までの3年間実施する予定です。
- （2）各施設（園）につき1回のみ応募可能です。（令和6年度に補助金の交付決定を受けた園は、令和7年度以降の事業募集に応募できません。）
- （3）後年度の事業実施状況については、原則として県から実績報告書の提出を求めるとはありませんが、必要に応じて状況を確認する場合がありますので、各園において適切に資料等を保管してください。
- （4）「私立幼稚園等地域開放推進費補助金」は、令和6年度も別途事業募集を行う予定です。（補助要件や補助対象に大幅な変更は生じない見込みです。）

本事業の創設をもって「私立幼稚園等地域開放推進費補助金」を縮小・廃止するという趣旨ではありませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、両事業の共通点、相違点等については、別添比較表をご参照ください。

以上

【参考】事業実施例

例1：子育て相談会を月1回（年12回）実施するケース

- 講師謝金（15万円）と教職員の休日出勤に要する人件費（10万円）を計上
- × 実施時間が重なるため、地域開放推進費補助で補助対象としている教職員の
人件費を重複して計上

例2：未就園児（0～2歳児）のための園地・園舎開放事業を年10回実施するケース

- 未就園児受入れに要する遊具購入費（5万円×6個＝30万円）を計上
- × 未就園児受入れに要するクレヨン等の消耗品費（1,000円×300個）を計上

例3：「地域開放推進費補助金」の補助対象事業を拡充して申請するケース

- 新たに開始する年末年始、GWの園地園舎開放（年12日分）を申請
- 月2回実施していた子育て相談事業を月3回に拡充するにあたり、
拡充した月1回（年12回）の子育て相談事業に要する経費を申請
- × 月2回実施していた子育て相談事業を月3回に拡充するにあたり、
上半期分の経費を地域開放推進費補助に、下半期分の経費を当事業に申請
⇒地域開放推進費補助の基準回数である「月2回以上」を満たせなくなるため。